



若草・岡本西地区
協働活動規則

平成 29 年 4 月 16 日

若草一～八丁目・岡本町西町内会

若草・岡本西地区協働活動規則

(目的)

第1条 この規則は、若草・岡本西地区（以下「地区」という。）の若草一～八丁目・岡本町西町内会が協働してまちづくり活動を推進し、「憩いと安らぎがあり、誰もが安心して住み続けられる町」をめざすことを目的とする。

(地区協働活動)

第2条 地区の町内会および活動団体が行う協働のまちづくり活動を、地区協働活動という。

(地区協働活動委員会)

第3条 第1条に定める目的を達成するため、地区協働活動委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

2 委員会は、地区内の町内会長（以下「委員」という。）で構成する。

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 副委員長 | 1名 |
| (3) 会計監事 | 2名 |

2 委員長、副委員長は、町内会長の互選により選出する。

3 会計監事は原則として前年度の委員長、副委員長が就く。

(地区協働活動団体)

第5条 第2条に定める地区協働活動を行う団体は、委員会で審議し、総会で決定する。

2 団体は次の通りする。

- (1) 若草・岡本西地区自主防災連合会
- (2) 若草・岡本西地区環境美化委員会
- (3) 若草・岡本西子ども会
- (4) スポーツまつり実行委員会

(事務局)

第6条 委員会の活動を円滑かつ継続的に行うために事務局を置き、事務局長、会計を選任する。

2 事務局長、会計は委員会の承認を得て委員長が委嘱する。

3 事務局長、会計は委員会運営に必要な事務、会計処理等を行う。

(会議)

第7条 委員会に、次の会議体を置く。

- (1) 総会
- (2) 委員会

(総会)

第8条 総会は、委員および前年度委員で構成する。

2 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 活動の計画、報告および運営に関すること。
- (2) 予算および決算に関すること。
- (3) その他総会に付議された事項。

3 総会は年1回4月に開催する。

4 総会の議長は委員長が務める。

5 総会の議事は、出席者の過半数の同意を得てこれを決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(委員会)

第9条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 総会に付議する事項に関すること。
- (2) 第2条に規定する活動の執行に関すること。

2 定例委員会は原則として毎月開催するものとし、臨時委員会は必要に応じて委員長が招集する。

(活動団体の予算)

第10条 活動団体は、毎年2月末までに「活動計画を記載した予算書」を委員長に提出し、予算の申請をするものとする。

2 申請された予算については、予算調整会議で審議・調整し、委員会に報告する。

3 予算調整会議は、正副委員長および次年度の正副委員長予定者で構成し、必要な場合は申請者の参加を求めることができるものとする。

(会計年度)

第11条 会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(経費)

第12条 経費は、若草・岡本西地区協働活動会費、児童公園等維持管理謝礼金、資源回収活動奨励金・収益金、賛助会費、寄附金等の収入を充てる。

(地区協働活動会費)

第13条 地区協働活動会費は、町内会の会員の戸数に応じた金額とし、1戸あたりの額は、25円/月(300円/年)とする。ただし、学生マンションは除く。

2 町内会は、4月と10月に半期分の会費を納めるものとする。

(規則の改廃)

第14条 この規則の改廃は、若草・岡本西地区の町内会役員会の過半数の同意を得て行うことができる。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は施行細則に定める。

付則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付則

この規則は、平成26年4月12日から施行する。

付則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この規則は、平成28年4月16日から施行する。

付則

この規則は、平成29年4月16日から施行する。

改正記録 平成29年4月16日 活動団体の変更

若寿会を登録取消、志津南学区体育振興委員会を名称変更して登録する。

若草・岡本西地区協働活動委員会会則施行細則

第1条 予算調整会議のあり方

住民の大切なお金の使い道を決める“大切な会議”であり、住民が助成するに相応しいと思われるような内容になるよう努める。

第2条 予算配分については下記の点を考慮する。

- ① 公平性、透明性の確保
- ② 重点施策への傾斜配分（優先順位をつける）
- ③ 親睦・趣味を目的とする活動は受益者負担が基本

第3条 この施行細則の改廃は若草・岡本西地区協働活動委員会の過半数の同意を得て行うことができる。

追記 平成 28 年 4 月 1 日 施行細則を追記